



AI支援発明の 未来を拓く

2025年11月 USPTO新ガイダンスが
もたらす戦略的機会と実務対応

エグゼクティブサマリー：不確実性の解消、知財戦略加速の好機



独自基準の撤廃

USPTOはAI支援発明に課されていた特別な評価基準（Pannuテストの適用等）を全て撤回。AI利用の有無に関わらず、従来からの統一的な発明者認定基準を適用する方針を明確化しました。



法的安定性の確立

法的不確実性が解消され、AIを活用した研究開発と特許出願を安心して推進できる環境が整いました。「人間が発明者」という原則のもと、AI支援発明も他の発明と同様に特許保護が可能であることが確認されました。



プロセスと戦略の再構築

発明者認定プロセスの再確認と、人間の「構想」を担保するAI活用記録の徹底が急務です。本ガイダンスを追い風に、AI関連発明の積極的な権利化を進め、知財ポートフォリオを強化すべきです。

方針転換：複雑な独自基準から、不変の統一基準へ

旧ガイドンス（2024年2月）

複雑な独自基準

- 発明者が一人の場合でも、共同発明の判断に用いる「Pannuテスト」を適用。
- 発明者が各クレームに対し「有意な貢献（significant contribution）」をしたことを要求。
- 人間の寄与が不十分な発明は特許を認めない、AI利用に特化した厳格な基準。

新ガイドンス（2025年11月）

不変の統一基準

**新ガイドンスの核心：
「発明者認定の法的基準
は、AIが使われたか否かに
関わらず一律である」**

- 単独発明者へのPannuテスト適用を正式に廃止。「人間一名+AI」の状況で共同発明の検討自体が不適切と判断。
- AI支援発明にも、他の全ての発明と同一の法的基準を適用。
- 特別な要件は設けない方針を強調。

中心原則：「AIは道具、発明者は人間」



キーポイント 1: AIは発明プロセスを補助するツール

新ガイダンスは「AIシステムは研究データベースや実験装置と同様に、人間の発明者が用いる道具である」と明確に位置付けています。生成AI等がアイデアを提供しても、それ自体が発明者になることはありません。

キーポイント 2: 人間の「構想 (Conception)」こそが発明の要

発明者認定の要 (touchstone) は、人間の精神内における「構想」の完成です。AIが生成したアイデアでも、人間がそれを理解し、具体的かつ確定的な発明として心の中に形成していれば、その人間が発明者と認められます。

引用: USPTO解説：「人間が独立に発明を理解・記述できるなら、たとえ最初にピースを組み立てたのがAIであっても、その人間が発明を構想したことになる」

米国特許実務への影響：出願・審査・係争のポイント

出願（Application）

発明者欄へのAI記載は厳禁

- 発明者として記載できるのは自然人のみ。AIシステムや法人名を記載した出願は、35 USC 101および115条に基づき全クレームが拒絶されます。
- 外国出願でAIが発明者とされた出願からの優先権主張は、米国では認められません。グローバルな出願戦略において注意が必要です。

審査（Examination）

AI利用を理由とする特別な審査は不要に

- 旧ガイダンスで懸念された「各クレームに対する人間の有意な貢献」の審査は不要となりました。
- 審査官は、宣誓書等に記載された発明者を真正な発明者と推定し、形式面の不備がなければAI利用を積極的に詮索することはありません。

係争（Litigation）

「発明者不在」による無効化リスクは低減

- 「真の発明者はAIだ」という攻撃に対し、「AIは法的に発明者になり得ない」という明確な反論が可能になりました。
- 一方で、名義上の発明者が本当に「構想」したか否かは依然として構想」したか否かは依然として争点になり得ます。人間の貢献を裏付ける記録の重要性が増しています。

R&Dと知財戦略への示唆：イノベーション加速への道筋

Strategic Implication 1

R&Dの加速 (R&D Acceleration)

発明者認定に関する懸念が払拭されたことで、AIツールを躊躇なく研究開発に活用できます。社内の研究者に対し、AI活用を萎縮させないメッセージを発信することが重要です。

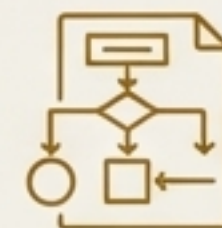


Strategic Implication 2

発明プロセスの再定義 (Redefining the Invention Process)

人間の「構想」を立証するため、発明創出プロセスのドキュメンテーションが不可欠です。誰が、どのようにAIを使い、どの段階で創造的貢献を行ったかを記録する社内プロセスを整備する必要があります。

- **具体例**：Morgan Lewis法律事務所の指摘：「誰がAIシステムを設計・訓練し、また誰がプロンプトを入力して発明の概念を得たのか」を文書化すべき。



Strategic Implication 3

知財ポートフォリオの強化 (Strengthening the IP Portfolio)

競争優位を築くため、AI支援発明を積極的に特許化する戦略が有効です。以前は見送っていた案件も再評価し、特許網を構築することで、競合に対する技術的優位性を確保します。



グローバルな潮流との一致：主要国は「発明者は自然人のみ」で足並み

統一原則：発明者は自然人のみ (The Inventor Must Be a Natural Person)



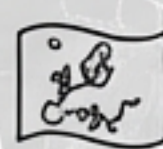
米国 (USA)

2025年11月の新ガイダンスで、AIを発明者と認めず、従来の「人間による構想」基準を再確認。国際的潮流と完全に合致。



日本 (Japan)

2025年1月、知的財産高等裁判所が「日本の特許法制度は自然人が発明者であることを前提」としており、AI発明に特許は付与できないと判断。



欧州 (Europe)

欧州特許庁 (EPO) および英国最高裁は、DABUS事件において「発明者は法律能力を有する自然人でなければならない」と判断。

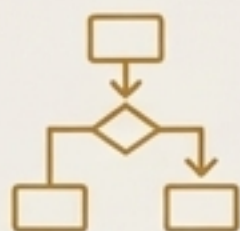


中国 (China)

2024年1月施行の改訂審査基準で「発明者は個人でなければならない。AIの名前を発明者欄に記載してはならない」と明記。

結論：今回のUSPTOの方針転換は、米国独自の基準を撤廃し、国際整合性を高めるものです。これにより、グローバルな特許戦略の立案がよりシンプルになりました。

我々が直ちに着手すべき6つのアクションプラン



発明者選定プロセスの見直しと基準の明文化

AI利用プロジェクトにおける**発明者選定基準**を社内規程に明記し、「**発明の核心となるアイデアを誰が構想したか**」を重視する運用を徹底する。



AI活用プロセスの詳細な記録を義務化

誰が、どのようにAIを使い、どの段階で**創造的貢献**があったかを証明できる**技術ログやレポートの作成**を開発チームに義務付ける。



AI関連発明の特許化判断基準を再評価

人間の貢献度と事業価値を評価し、特許出願、営業秘密としての秘匿、または公開といった**知財戦略**を案件ごとに最適化する。



全世界で統一された発明者情報を担保する出願体制を構築

各国出願時に発明者情報に齟齬が生じないように、**グローバルで一貫した発明者グループを特定・記載するプロセス**を確立する。



各国の法制度動向の継続的なモニタリング体制を強化

米国議会、WIPO、主要国の法改正の動きを継続的に監視し、**知財戦略**を柔軟にアップデートできる体制を整える。



研究開発者向けに新ガイダンスと社内方針に関する教育を実施

AIはあくまでツールであり、発明者としての**人間の創造的貢献が不可欠**であることを理解させ、**社員の知財リテラシー**を向上させる。

結論：原則に立ち返り、イノベーションを加速する

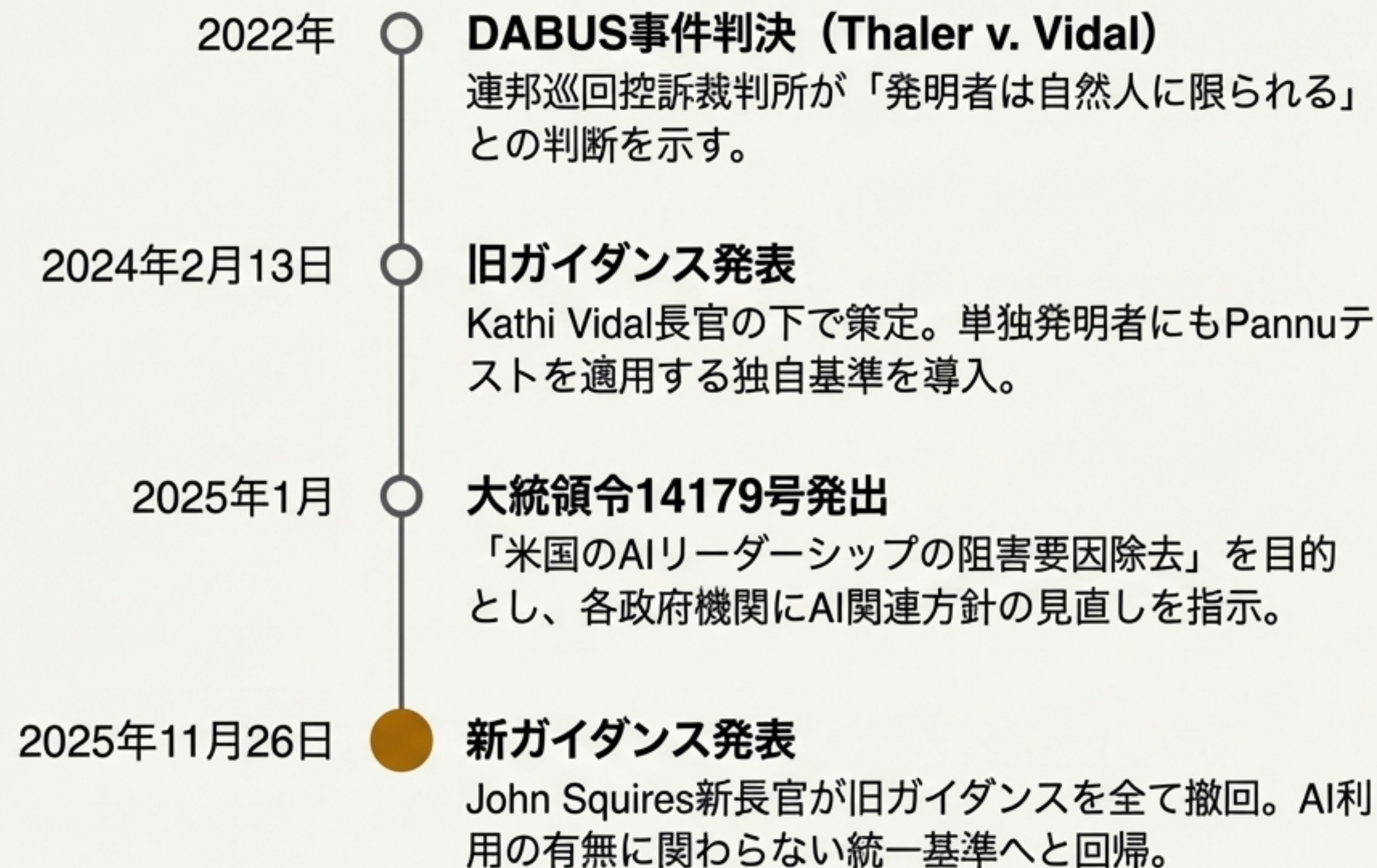
AIは道具。発明は人。

USPTOの新ガイダンスは、この特許制度の原点に立ち返るものです。

我々はこの明確化されたルールのもと、AIを最大限に活用し、競争優位の源泉となるイノベーションの創出とその知的財産による保護を、今こそ加速させるべきです。



Appendix 1: ガイダンス改訂に至る経緯



Appendix 2: 発明者認定の要となる「構想（Conception）」の定義

定義

連邦巡回控訴裁判所の判例による定義：

「発明者の心の中に、具体的かつ確定的な発明のアイデアが形成されること」

構想が完成したとみなされる要件

1. 発明の全要素を理解：発明者が発明の全ての要素を把握していること。
2. 過度な実験が不要：そのアイデアを実施するのに、追加の過度な実験を要しない程度に明確になっていること。

AI支援発明への適用

- AIから得たヒントや設計案であっても、人間がそれを単なる出発点ではなく、上記の要件を満たす具体的解決策として認識・説明できる段階に達していれば、「構想」は完了したとみなされる。
- 人間が理解・説明できないブラックボックス的なAI生成物は、それ自体では発明者の「構想」とは言えず、特許取得には不十分。